

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…購入時の取得価額によっている。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

該当なし。

(4) 引当金の計上基準

役員慰労金給付引当金…役員退職慰労金の支給に備えるため、常勤理事の報酬等及び慰労金に関する規約に基づき期末要支給額を計上している。

退職給付引当金………職員退職給付の支給に備えるため、退職金規程に基づき期末自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(5) リース取引の処理方法

リース取引（コピー機、パソコン等）は、5年契約、月払いによっている。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 会計方針の変更

該当なし。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	100,000,000	0	0	100,000,000
小 計	100,000,000	0	0	100,000,000
特定資産				
投資有価証券	10,000,000	0	0	10,000,000
役員慰労金給付引当資産	274,000	386,000	0	660,000
退職給付引当資産	14,278,000	1,900,000	0	16,178,000
小 計	24,552,000	2,286,000	0	26,838,000
合 計	124,552,000	2,286,000	0	126,838,000

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当額)	(うち一般正味 財産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本資産				
定期預金	100,000,000	—	100,000,000	—
小 計	100,000,000	—	100,000,000	—
特定資産				
投資有価証券	10,000,000	—	10,000,000	—
役員慰労金給付引当資産	660,000	—	—	660,000
退職給付引当資産	16,178,000	—	—	16,178,000
小 計	26,838,000	—	10,000,000	16,838,000
合 計	126,838,000	—	110,000,000	16,838,000

6. 担保にしている資産

該当なし。

7. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

8. 保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。）等の偶発債務

該当なし。

9. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時価	評価損益
特定資産			
静岡県平成25年度 第9回公募公債	10,000,000	10,305,380	305,380
合 計	10,000,000	10,305,380	305,380

10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
・富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業	静岡県	0	995,000	995,000	0	—
助成金						
・適正処理推進事業等活動支援金	(公社) 全国産業資源循環連合会	0	600,000	600,000	0	—
・マニフェスト普及啓発頒布推進事業費	〃	0	2,597,170	2,597,170	0	—
・電子マニフェスト運用支援事業費	〃	0	3,095,939	3,095,939	0	—
・許可講習会等実施協力費	〃	0	5,736,140	5,736,140	0	—
・業務災害補償制度普及に伴う普及推進費	〃	0	41,161	41,161	0	—
受託費						
・産業廃棄物処理業者優良認定推進事業	静岡県	0	899,964	899,964	0	—
合計		0	13,965,374	13,965,374	0	

11. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当なし。

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

13. 重要な後発事故

該当なし。

